

## 通訳案内業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 通訳案内業者の団体の成立又は解散の届出
- 手続根拠 : ・通訳案内業法第15条  
・通訳案内業法施行規則第18条
- 手続対象者 : 通訳案内業者の団体
- 提出時期 : 成立の場合には、成立の日から2週間以内に、解散の場合にも、解散の日から2週間以内
- 提出方法 : 成立の場合は、団体の目的、名称、成立年月日、事務所の所在地、代表者または管理者の氏名、組織及び事業を記載したものを作成し、国土交通省総合政策局観光部旅行振興課へ提出してください。  
解散の場合は、代表者又は管理者が、その解散事由を記載したものを作成し、国土交通省総合政策局観光部旅行振興課へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 : 様式自由
- 記載要領・記載例 : 下記提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課  
03 - 5253 - 8111 (内線27 - 323)
- 受付時間 : 提出先へお問い合わせください。
- 相談窓口 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課  
03 - 5253 - 8111 (内線27 - 323)